

令04原機(ふ)093  
令和4年4月28日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 小口 正範  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
新型転換炉原型炉施設  
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

1. 変更内容

昭和52年11月25日付け52安(原規)第343号をもって認可を受け、別添-1のとおり変更認可を受けた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定を、別添-2の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定改正前後比較表の改正後欄のとおり変更する。

2. 変更理由

- (1) 圧縮空気系設備のうち、ユニット型空気圧縮機について、廃止措置計画の変更の認可を申請し、詳細な仕様を明確にしたことから、第5章設備維持管理第2節施設管理に係る別表第4の廃止措置計画に基づく性能維持施設に反映する。
- (2) 受電系統について、廃止措置計画の変更の認可を申請し、受電先を275kV 敦賀線から77kV 立石線に切替えることに伴い、77kVの予備変圧器の名称を追記したことから、第5章設備維持管理第2節施設管理に係る別表第4の廃止措置計画に基づく性能維持施設に反映する。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

認可日	認可番号
昭和52年11月25日	52安(原規)第343号
昭和54年3月17日	54安(原規)第31号
昭和55年5月14日	54安(原規)第204号
昭和56年10月1日	56安(原規)第188号
昭和58年1月5日	57安(原規)第249号
昭和58年7月13日	58安(原規)第120号
昭和59年8月2日	59安(原規)第151号
昭和60年4月1日	60安(原規)第34号
昭和60年8月5日	60安(原規)第93号
昭和60年11月9日	60安(原規)第127号
昭和61年4月17日	61安(原規)第64号
昭和62年2月20日	62安(原規)第10号
昭和62年5月15日	62安(原規)第89号
平成元年3月31日	元安(原規)第112号
平成元年9月8日	元安(原規)第475号
平成2年5月29日	2安(原規)第291号
平成3年3月15日	3安(原規)第12号
平成4年3月30日	4安(原規)第80号
平成5年4月20日	5安(原規)第65号
平成8年7月12日	8安(原規)第279号
平成9年7月11日	9安(原規)第145号
平成10年9月29日	10安(原規)第216号
平成12年12月28日	12安(原規)第173号
平成13年3月30日	平成13・03・05原第8号
平成14年1月11日	平成13・12・26原第12号
平成15年3月28日	平成15・03・20原第8号
平成15年5月22日	平成15・05・13原第17号
平成15年9月30日	平成15・09・19原第19号
平成16年6月10日	平成15・12・24原第33号
平成17年9月28日	平成17・09・09原第6号
平成19年12月13日	平成19・09・28原第17号
平成19年12月13日	平成19・11・30原第14号
平成20年2月12日	平成19・12・28原第3号
平成21年1月16日	平成20・11・26原第5号
平成23年1月31日	平成22・12・14原第9号
平成23年5月6日	平成23・04・08原第6号
平成24年8月30日	20120810原第25号
平成25年12月10日	原管廢発第1312063号
平成26年4月11日	原規規発第1404111号
平成26年5月30日	原規規発第1405291号
平成26年9月26日	原規規発第1409264号
平成28年3月31日	原規規発第16033115号
平成28年4月25日	原規規発第1604255号
平成30年3月28日	原規規発第18032610号
平成30年5月10日	原規規発第1805107号
平成30年10月3日	原規規発第1810031号
令和元年7月22日	原規規発第1907224号
令和3年1月6日	原規規発第2101064号

認可日	認可番号
令和 4年 2月 21日	原規規発第2202214号
令和 4年 2月 10日	原規規発第22021016号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設

原子炉施設保安規定 改正前後比較表

(改正箇所のみ記載)

改正前	改正後	備 考
<p style="text-align: center;">                     新型転換炉原型炉施設                      原子炉施設保安規定   <u>令和4年4月</u>                       国立研究開発法人日本原子力研究開発機構                      敦賀廃止措置実証部門                      新型転換炉原型炉ふげん                 </p>	<p style="text-align: center;">                     新型転換炉原型炉施設                      原子炉施設保安規定   <u>令和 年 月</u>                       国立研究開発法人日本原子力研究開発機構                      敦賀廃止措置実証部門                      新型転換炉原型炉ふげん                 </p>	<p>・日付の修正</p>

注) 改正後欄の下線は、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設 (1/11) ~別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設 (8/11) (省略)	別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設 (1/11) ~別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設 (8/11) (変更なし)	

注) 改正後欄の下線は、変更事項に含まれない。

改正前				改正後				備考	
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(9/11)	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	送風機	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
				燃焼貯蔵プール建屋換気系	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	燃焼貯蔵プール建屋の汚染の除去工事着手前まで
換気設備	換気設備	換気設備	—	送風機	放出低減機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	廃棄物処理建屋の汚染の除去工事着手前まで
				貯蔵室排気機	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	廃棄物処理建屋の汚染の除去工事着手前まで
その他原子炉の附属施設	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備(建屋)名称	送風機	放出低減機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	廃棄物処理建屋の汚染の除去工事着手前まで
				貯蔵室排気機	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	廃棄物処理建屋の汚染の除去工事着手前まで
換気設備	換気設備	換気設備	—	送風機	電源供給機能	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	建屋本体廃棄物処理設備の維持完了まで
				貯蔵室排気機	電源供給機能	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	建屋本体廃棄物処理設備の維持完了まで
非常用電源設備	非常用電源設備	非常用電源設備	—	送風機	電源供給機能	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	建屋本体廃棄物処理設備の維持完了まで
				貯蔵室排気機	電源供給機能	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	建屋本体廃棄物処理設備の維持完了まで
その他原子炉の附属施設	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備(建屋)名称	送風機	電源供給機能	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	建屋本体廃棄物処理設備の維持完了まで
				貯蔵室排気機	電源供給機能	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	建屋本体廃棄物処理設備の維持完了まで
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(9/11)	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	送風機	要求される機能	性能	機能維持の方法	点検計画*1 頻度	維持すべき期間*2
				燃焼貯蔵プール建屋換気系	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	燃焼貯蔵プール建屋の汚染の除去工事着手前まで
換気設備	換気設備	換気設備	—	送風機	放出低減機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	廃棄物処理建屋の汚染の除去工事着手前まで
				貯蔵室排気機	空気浄化機能 拡散防止機能	・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	廃棄物処理建屋の汚染の除去工事着手前まで
非常用電源設備	非常用電源設備	非常用電源設備	—	送風機	電源供給機能	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	建屋本体廃棄物処理設備の維持完了まで
				貯蔵室排気機	電源供給機能	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	建屋本体廃棄物処理設備の維持完了まで
その他原子炉の附属施設	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備(建屋)名称	送風機	電源供給機能	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	建屋本体廃棄物処理設備の維持完了まで
				貯蔵室排気機	電源供給機能	・性能維持施設に電源を供給できる状態であること	送風機・貯蔵室排気機・排気機種の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	建屋本体廃棄物処理設備の維持完了まで

・受電系統の切替えに伴い、予備電源から常時受電する電源へ変更となるため、「予備変圧器」に「(77kV変圧器)」を併記する。

注) 改正後欄の下線は、変更事項に含まれない。



改正前		改正後		備考																																																																																																																																																																																				
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設 (10/11)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th rowspan="2">設備、維持台数、位置、構造等</th> <th rowspan="2">要求される機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th colspan="2">点検計画*1</th> <th rowspan="2">維持すべき期間*2</th> </tr> <tr> <th>機能維持の方法</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td rowspan="2">蓄電池</td> <td rowspan="2">蓄電池一式 ・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:クワッド式エネボン・槽密封形 ・容量:2,500AH(10時間率) ・電圧:115V</td> <td>電源供給機能</td> <td>・交流電源喪失時、蓄電池側に正常に切り替わること</td> <td rowspan="2">通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する</td> <td rowspan="2">1年に1回</td> <td rowspan="2">各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで</td> </tr> <tr> <td>照明機能</td> <td>・高電圧が喪失した場合に非常用照明明が点灯できる状態であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所補助系設備</td> <td rowspan="2">非常用照明設備</td> <td rowspan="2">非常用照明 ・基数:一式 ・位置:建屋全域</td> <td>照明機能</td> <td>・高電圧が喪失した場合に非常用照明明が点灯できる状態であること</td> <td>通常状態の確認により機能を維持する</td> <td rowspan="2">1年に1回</td> <td rowspan="2">各建屋及び構築物解体工事着手まで</td> </tr> <tr> <td>警知機能</td> <td>・自動火災警知設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要な施設</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>水消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域</td> <td>消火機能</td> <td>・初期の消火を行うこと</td> <td rowspan="2">消防火災に基づき点検により機能を維持する</td> <td rowspan="2">1年に1回</td> <td rowspan="2">軽油タンクの供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>泡消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域</td> <td>消火機能</td> <td>・早期の消火を行うこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>不活性ガス消火設備(原燃ガス消火設備) ・基数:一式 ・位置:建屋全域</td> <td>消火機能</td> <td>・早期の消火を行うこと</td> <td rowspan="2">消防火災に基づき点検により機能を維持する</td> <td rowspan="2">1年に1回</td> <td rowspan="2">当該設備の消火対象物撤去完了まで</td> </tr> <tr> <td>可搬式消火器 ・基数:一式 ・位置:建屋全域</td> <td>初期消火機能</td> <td>・早期の消火を行うこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>空気圧縮機 ・基数:一式 ・位置:タービン建屋内 ・容量:11.5m<sup>3</sup>/min</td> <td>圧縮空気の供給機能</td> <td>・設備の運転に異常がない状態であること</td> <td>系統の運転状態の確認により機能を維持する</td> <td>1年に1回</td> <td>ユニット型空気圧縮機の供用開始まで</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気系設備</td> <td>・設備の運転に異常がない状態であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>蒸気放出プール ・基数:一式 ・位置:原子炉建屋内</td> <td>遮へい機能</td> <td>・放射線防護物が漏えいし、塵い構造であること</td> <td>外観点検により機能を維持する</td> <td>1年に1回</td> <td>放射性固体廃棄物の蒸気放出プールからの搬出完了まで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵プール</td> <td>遮へい機能</td> <td>・放射線防護物が漏えいし、塵い構造であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>クリーン設備 ・基数:一式</td> <td>吊上げ・運搬機能</td> <td>・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること</td> <td>外観点検により機能を維持する</td> <td>1年に1回</td> <td>放射性固体廃棄物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで</td> </tr> <tr> <td>クリーン設備</td> <td>・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	点検計画*1		維持すべき期間*2	機能維持の方法	頻度	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	蓄電池一式 ・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:クワッド式エネボン・槽密封形 ・容量:2,500AH(10時間率) ・電圧:115V	電源供給機能	・交流電源喪失時、蓄電池側に正常に切り替わること	通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで	照明機能	・高電圧が喪失した場合に非常用照明明が点灯できる状態であること	発電所補助系設備	非常用照明設備	非常用照明 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	照明機能	・高電圧が喪失した場合に非常用照明明が点灯できる状態であること	通常状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで	警知機能	・自動火災警知設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	主要な施設	-	-	水消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	消火機能	・初期の消火を行うこと	消防火災に基づき点検により機能を維持する	1年に1回	軽油タンクの供用が終了するまで	泡消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	消火機能	・早期の消火を行うこと	-	-	-	不活性ガス消火設備(原燃ガス消火設備) ・基数:一式 ・位置:建屋全域	消火機能	・早期の消火を行うこと	消防火災に基づき点検により機能を維持する	1年に1回	当該設備の消火対象物撤去完了まで	可搬式消火器 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	初期消火機能	・早期の消火を行うこと	-	-	-	空気圧縮機 ・基数:一式 ・位置:タービン建屋内 ・容量:11.5m <sup>3</sup> /min	圧縮空気の供給機能	・設備の運転に異常がない状態であること	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	ユニット型空気圧縮機の供用開始まで	圧縮空気系設備	・設備の運転に異常がない状態であること	-	-	-	蒸気放出プール ・基数:一式 ・位置:原子炉建屋内	遮へい機能	・放射線防護物が漏えいし、塵い構造であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の蒸気放出プールからの搬出完了まで	使用済燃料貯蔵プール	遮へい機能	・放射線防護物が漏えいし、塵い構造であること	-	-	-	クリーン設備 ・基数:一式	吊上げ・運搬機能	・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで	クリーン設備	・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th rowspan="2">設備、維持台数、位置、構造等</th> <th rowspan="2">要求される機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th colspan="2">点検計画*1</th> <th rowspan="2">維持すべき期間*2</th> </tr> <tr> <th>機能維持の方法</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td rowspan="2">蓄電池</td> <td rowspan="2">蓄電池一式 ・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:クワッド式エネボン・槽密封形 ・容量:2,500AH(10時間率) ・電圧:115V</td> <td>電源供給機能</td> <td>・交流電源喪失時、蓄電池側に正常に切り替わること</td> <td rowspan="2">通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する</td> <td rowspan="2">1年に1回</td> <td rowspan="2">各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで</td> </tr> <tr> <td>照明機能</td> <td>・高電圧が喪失した場合に非常用照明明が点灯できる状態であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>非常用照明設備</td> <td>照明機能</td> <td>・高電圧が喪失した場合に非常用照明明が点灯できる状態であること</td> <td>通常状態の確認により機能を維持する</td> <td rowspan="2">1年に1回</td> <td rowspan="2">各建屋及び構築物解体工事着手まで</td> </tr> <tr> <td>警知機能</td> <td>・自動火災警知設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>水消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域</td> <td>消火機能</td> <td>・初期の消火を行うこと</td> <td rowspan="2">消防火災に基づき点検により機能を維持する</td> <td rowspan="2">1年に1回</td> <td rowspan="2">各建屋及び構築物解体工事着手まで</td> </tr> <tr> <td>泡消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域</td> <td>消火機能</td> <td>・早期の消火を行うこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>不活性ガス消火設備(原燃ガス消火設備) ・基数:一式 ・位置:建屋全域</td> <td>消火機能</td> <td>・早期の消火を行うこと</td> <td rowspan="2">消防火災に基づき点検により機能を維持する</td> <td rowspan="2">1年に1回</td> <td rowspan="2">当該設備の消火対象物撤去完了まで</td> </tr> <tr> <td>可搬式消火器 ・基数:一式 ・位置:建屋全域</td> <td>初期消火機能</td> <td>・早期の消火を行うこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>空気圧縮機 ・基数:一式 ・位置:タービン建屋内 ・容量:11.5m<sup>3</sup>/min</td> <td>圧縮空気の供給機能</td> <td>・設備の運転に異常がない状態であること</td> <td>系統の運転状態の確認により機能を維持する</td> <td>1年に1回</td> <td>ユニット型空気圧縮機の供用開始まで</td> </tr> <tr> <td>圧縮空気系設備</td> <td>・設備の運転に異常がない状態であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>蒸気放出プール ・基数:一式 ・位置:原子炉建屋内</td> <td>遮へい機能</td> <td>・放射線防護物が漏えいし、塵い構造であること</td> <td>外観点検により機能を維持する</td> <td>1年に1回</td> <td>放射性固体廃棄物の蒸気放出プールからの搬出完了まで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵プール</td> <td>遮へい機能</td> <td>・放射線防護物が漏えいし、塵い構造であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>クリーン設備 ・基数:一式</td> <td>吊上げ・運搬機能</td> <td>・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること</td> <td>外観点検により機能を維持する</td> <td>1年に1回</td> <td>放射性固体廃棄物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで</td> </tr> <tr> <td>クリーン設備</td> <td>・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	点検計画*1		維持すべき期間*2	機能維持の方法	頻度	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	蓄電池一式 ・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:クワッド式エネボン・槽密封形 ・容量:2,500AH(10時間率) ・電圧:115V	電源供給機能	・交流電源喪失時、蓄電池側に正常に切り替わること	通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで	照明機能	・高電圧が喪失した場合に非常用照明明が点灯できる状態であること	-	-	-	非常用照明設備	照明機能	・高電圧が喪失した場合に非常用照明明が点灯できる状態であること	通常状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで	警知機能	・自動火災警知設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	-	-	-	水消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	消火機能	・初期の消火を行うこと	消防火災に基づき点検により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで	泡消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	消火機能	・早期の消火を行うこと	-	-	-	不活性ガス消火設備(原燃ガス消火設備) ・基数:一式 ・位置:建屋全域	消火機能	・早期の消火を行うこと	消防火災に基づき点検により機能を維持する	1年に1回	当該設備の消火対象物撤去完了まで	可搬式消火器 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	初期消火機能	・早期の消火を行うこと	-	-	-	空気圧縮機 ・基数:一式 ・位置:タービン建屋内 ・容量:11.5m <sup>3</sup> /min	圧縮空気の供給機能	・設備の運転に異常がない状態であること	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	ユニット型空気圧縮機の供用開始まで	圧縮空気系設備	・設備の運転に異常がない状態であること	-	-	-	蒸気放出プール ・基数:一式 ・位置:原子炉建屋内	遮へい機能	・放射線防護物が漏えいし、塵い構造であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の蒸気放出プールからの搬出完了まで	使用済燃料貯蔵プール	遮へい機能	・放射線防護物が漏えいし、塵い構造であること	-	-	-	クリーン設備 ・基数:一式	吊上げ・運搬機能	・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで	クリーン設備	・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること	<p>・ユニット型空気圧縮機の記載を変更する。</p>
施設区分	設備等の区分							設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等		要求される機能	性能					点検計画*1					維持すべき期間*2																																																																																																																																																																		
		機能維持の方法	頻度																																																																																																																																																																																					
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	蓄電池一式 ・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:クワッド式エネボン・槽密封形 ・容量:2,500AH(10時間率) ・電圧:115V	電源供給機能	・交流電源喪失時、蓄電池側に正常に切り替わること	通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで																																																																																																																																																																																
				照明機能	・高電圧が喪失した場合に非常用照明明が点灯できる状態であること																																																																																																																																																																																			
	発電所補助系設備	非常用照明設備	非常用照明 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	照明機能	・高電圧が喪失した場合に非常用照明明が点灯できる状態であること	通常状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで																																																																																																																																																																																
				警知機能	・自動火災警知設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域																																																																																																																																																																																			
	主要な施設	-	-	水消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	消火機能	・初期の消火を行うこと	消防火災に基づき点検により機能を維持する	1年に1回	軽油タンクの供用が終了するまで																																																																																																																																																																															
				泡消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	消火機能	・早期の消火を行うこと																																																																																																																																																																																		
	-	-	-	不活性ガス消火設備(原燃ガス消火設備) ・基数:一式 ・位置:建屋全域	消火機能	・早期の消火を行うこと	消防火災に基づき点検により機能を維持する	1年に1回	当該設備の消火対象物撤去完了まで																																																																																																																																																																															
				可搬式消火器 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	初期消火機能	・早期の消火を行うこと																																																																																																																																																																																		
	-	-	-	空気圧縮機 ・基数:一式 ・位置:タービン建屋内 ・容量:11.5m <sup>3</sup> /min	圧縮空気の供給機能	・設備の運転に異常がない状態であること	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	ユニット型空気圧縮機の供用開始まで																																																																																																																																																																															
				圧縮空気系設備	・設備の運転に異常がない状態であること																																																																																																																																																																																			
-	-	-	蒸気放出プール ・基数:一式 ・位置:原子炉建屋内	遮へい機能	・放射線防護物が漏えいし、塵い構造であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の蒸気放出プールからの搬出完了まで																																																																																																																																																																																
			使用済燃料貯蔵プール	遮へい機能	・放射線防護物が漏えいし、塵い構造であること																																																																																																																																																																																			
-	-	-	クリーン設備 ・基数:一式	吊上げ・運搬機能	・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで																																																																																																																																																																																
			クリーン設備	・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること																																																																																																																																																																																				
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	点検計画*1		維持すべき期間*2																																																																																																																																																																																
						機能維持の方法	頻度																																																																																																																																																																																	
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	蓄電池一式 ・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内 ・種類:クワッド式エネボン・槽密封形 ・容量:2,500AH(10時間率) ・電圧:115V	電源供給機能	・交流電源喪失時、蓄電池側に正常に切り替わること	通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事完了まで																																																																																																																																																																																
				照明機能	・高電圧が喪失した場合に非常用照明明が点灯できる状態であること																																																																																																																																																																																			
	-	-	-	非常用照明設備	照明機能	・高電圧が喪失した場合に非常用照明明が点灯できる状態であること	通常状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで																																																																																																																																																																															
				警知機能	・自動火災警知設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域																																																																																																																																																																																			
	-	-	-	水消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	消火機能	・初期の消火を行うこと	消防火災に基づき点検により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで																																																																																																																																																																															
				泡消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	消火機能	・早期の消火を行うこと																																																																																																																																																																																		
	-	-	-	不活性ガス消火設備(原燃ガス消火設備) ・基数:一式 ・位置:建屋全域	消火機能	・早期の消火を行うこと	消防火災に基づき点検により機能を維持する	1年に1回	当該設備の消火対象物撤去完了まで																																																																																																																																																																															
				可搬式消火器 ・基数:一式 ・位置:建屋全域	初期消火機能	・早期の消火を行うこと																																																																																																																																																																																		
	-	-	-	空気圧縮機 ・基数:一式 ・位置:タービン建屋内 ・容量:11.5m <sup>3</sup> /min	圧縮空気の供給機能	・設備の運転に異常がない状態であること	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	ユニット型空気圧縮機の供用開始まで																																																																																																																																																																															
				圧縮空気系設備	・設備の運転に異常がない状態であること																																																																																																																																																																																			
-	-	-	蒸気放出プール ・基数:一式 ・位置:原子炉建屋内	遮へい機能	・放射線防護物が漏えいし、塵い構造であること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の蒸気放出プールからの搬出完了まで																																																																																																																																																																																
			使用済燃料貯蔵プール	遮へい機能	・放射線防護物が漏えいし、塵い構造であること																																																																																																																																																																																			
-	-	-	クリーン設備 ・基数:一式	吊上げ・運搬機能	・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで																																																																																																																																																																																
			クリーン設備	・装置の運転状態に異常のないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること																																																																																																																																																																																				

注) 改正後欄の下線は、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設 (11/11) (省略)	別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設 (11/11) (変更なし)	

注) 改正後欄の下線は、変更事項に含まれない。